2024 年 12 月 26 日 一部改正 2024 年 7 月 23 日 技術委員会 審議

固定式炭酸ガス消火装置の予備品

改正対象

鋼船規則検査要領 R 編

改正理由

船舶の機関室,貨物区域等に要求される固定式消火装置の1つとして,固定式炭酸ガス消火装置が SOLAS 条約にて規定されている。さらに、火災安全設備コード (FSS Code)6章において,固定式炭酸ガス消火装置の性能要件が規定されており、当該装置の予備品を備えることが要求されている。本会はこれらを規則に取入れており、備えるべき予備品の要件を鋼船規則検査要領 R 編に規定している。

鋼船規則検査要領 R 編に規定する予備品の要件は 1985 年以来見直しがされていなかったため、予備品に関する要件の見直しを実施した。

このため、見直しに基づき、関連規定を改める。

改正内容

固定式炭酸ガス消火装置の予備品に関する要件を改める。

施行及び適用

2024年12月26日以降に建造契約が行われる船舶に適用

ID: DX24-01

「固定式炭酸ガス消火装置の予備品」新旧対照表

	7月八衣鱼0万佣叫」初11万1無衣	
新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造,脱出設備 及び消火設備	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造,脱出設備 及び消火設備	
R25 固定式ガス消火装置	R25 固定式ガス消火装置	
R25.2 工学的仕様	R25.2 工学的仕様	
R25.2.1 総則 -1. 規則 R 編 25.2.1-1.(4)にいう「別に定めるところ」とは「高圧ガス保安法」又はこれと同等の規格をいう。 -2. 規則 R 編 25.2.1-2.(3)にいう「本会の適当と認める予備品」とは、全容器分の破壊封板(始動用のもの及びパッキングを含む。)及び全容器の 1/3 分のラプチャディスク(始動用のもの及びパッキングを含む。),全容器の 1/10 分の再充填に必要なパッキン及びオーリング類並びに保守点検のための工具類をいう。 (省略)	R25.2.1 総則 -1. 規則 R 編 25.2.1-1.(4)にいう「別に定めるところ」とは「高圧ガス保安法」又はこれと同等の規格をいう -2. 規則 R 編 25.2.1-2.(3)にいう「本会の適当と認める予備品」とは、全容器分の破壊封板(始動用のもの及びパッキングを含む。)及び全容器の 1/3 分のラプチャディスク(始動用のもの及びパッキングを含む。)をいう。 (省略)	
附 則 1. この改正は,2024年12月26日(以下,「施行日」という。)から施行する。 2. 施行日より前に建造契約が行われた船舶にあ		
っては、この改正による規定にかかわらず、なお従前の例による。		